（宅地建物取引業法の一部改正）

第三十九条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二の四中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四十条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十一第二項第十三号中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

第三十七条の十三第一項第二号ロ中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に改める。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第四十一条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（所得税法の一部改正）

第四十二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁船保険組合の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（法人税法の一部改正）

第四十三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二漁船保険組合の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（登録免許税法の一部改正）

第四十四条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号㈠中「同項第六号の」の下に「電子募集業務若しくは」を加え、「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に、「第二十九条の四の三第四項」を「第二十九条の四の三第三項」に改め、同表第四十八号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同表第百五十号㈡中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四十五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の二の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第四十六条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号及び第五号、第十条第一項第六号並びに第二十四条の二十七第一項第三号及び第五号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

（消費税法の一部改正）

第四十七条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表漁船保険組合の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第四十八条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四十八号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第四章」を「第六章」に改める。

第四十九条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第四十八号中「第六章」を「第七章」に改める。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第五十条　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

（特定融資枠契約に関する法律の一部改正）

第五十一条　特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号イ中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第五十二条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三十一号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第八十八条第四号」を「第百四十三条第四号」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第五十三条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第一号中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第五十四条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第五十五条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）